Is値0.3未満相当の建築物への耐震改修工事費助成の加算

主な要件
[1]加算額は、耐震改修工事に係る助成金の額（計算式５＋計算式６）全体の１/３を限度とする
[2]加算の基礎となる額に対する加算額の割合は、耐震改修工事の助成対象事業費に対する助成金額（計算式５＋計算式６）の割合を超えない範囲であること

計算式７　　加算の額　（1,000円未満切り上げ）　　円

加算の基礎となる額　　円

建築物の場合
以下の①と②の低い方　　円 ― 62,700円
①実際に要する費用（税抜）の１㎡当たりの費用　　円
②85,500円　　＝

マンションの場合
以下の①と②の低い方　　円 ― 56,900円
①実際に要する費用（税抜）の１㎡当たりの費用　　円
②77,550円　　＝

住宅（マンションを除く）の場合
以下の①と②の低い方　　円 ― 39,900円
①実際に要する費用（税抜）の１㎡当たりの費用　　円
②59,850円　　＝

＝　　

× 延べ面積　　×

加算率

延べ面積が
5,000㎡以下の場合：１７／３０

延べ面積が5000㎡を超える場合
①と②の合計

①5,000㎡以下の部分
$\frac{5{,}000㎡}{\text{延べ面積}}$ ×17／30＝

②5,000㎡を超える部分
$\frac{\text{延べ面積} - 5{,}000㎡}{\text{延べ面積}}$ ×23／60
＝

＝　　円

- １棟当たりの上限額は計算式5の助成対象事業費と、計算式7の加算の基礎となる額を合わせて8億5,500万円以内（マンションにあたっては7億7,550万円以内、住宅（マンションを除く）にあたっては、5億9,850万円以内）になります。
- 特殊工法の単価を採用した場合等は加算することができません。

占有者がいる場合の加算

主な要件　耐震改修工事、建替え又は除却（以下「耐震改修工事等」という。）を行う建築物に占有者※1がいる場合、下表の額を加算します。
※1占有者　　：現建築物所有者（区分所有者を含む。）との賃貸借契約※2に基づき、建築物を占有している者（所有者と生計を一にしている者を除く）
※2賃貸借契約：①～③の全てに該当する賃貸借契約
①交付申請日より１年以上前に締結されているもの
②交付申請日の１年前の翌日以後に契約期間が終了するもの
③契約期間が１年以上であるもの
（耐震改修工事等に係る契約変更により、契約期間が１年未満となるものも対象に含む）

計算式８　　加算の額　（1,000円未満切捨て）　　円

加算の基礎となる額

ア　賃貸住宅の場合
15万円／住戸
イ　賃貸住宅以外（貸店舗等）の場合
[1]占有面積が100㎡未満の場合　：45万円／契約
[2]占有面積が100㎡以上200㎡未満の場合：90万円／契約
[3]占有面積が200㎡以上500㎡未満の場合：180万円／契約
[4]占有面積が500㎡以上の場合　：450万円／契約

加算額

(ア)～(ウ)のいずれかの低い額
(ア)加算の基礎となる額
(イ)２ヵ月分の賃料（税抜）※3の合計に係数※4を乗じた額
(ウ)耐震改修工事等の助成対象事業費×1／15

※3 賃料（税抜）に共益費や管理費等は含みません。
※4 耐震改修工事の場合は9／10、建替え又は除却の場合は2／5

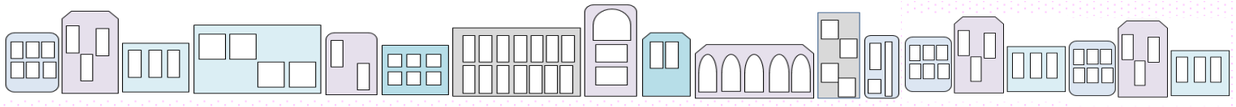

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を支援しています！

令和8年度版

新宿区建築物等耐震化支援事業
令和８年(2026)年5月発行

助成金の対象等

〇業者との**契約前**に、区に助成金の交付申請を行い、決定を受ける必要があります。
〇複数回に分けて耐震化を進める「段階的改修工事」も助成対象です。
〇助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。

【対象建築物】（次の全てに該当するもの）
- 敷地が特定緊急輸送道路に接する、昭和56（1981）年5月31日以前に着工された非木造建築物
- 建築物の高さが、特定緊急輸送道路の中心から建築物までの距離より高いもの（図）
- Is（構造耐震指標）の値が0.6未満相当であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたもの

【助成対象者】
（1）所有者
（2）区分所有の場合は、管理組合の総会決議によって選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
- 耐震改修工事、建替え及び除却への助成において、助成対象者が個人の場合、住民税を滞納していないこと

【図　対象建築物イメージ】

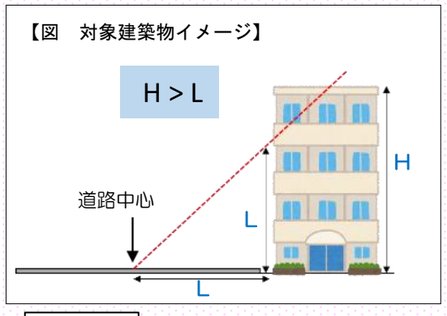

新宿区役所本庁舎８階３番窓口（新宿区歌舞伎町1-4-1）
都市計画部防災都市づくり課耐震担当
電話　03-5273-3829
FAX　03-3209-9227

新宿区　特定沿道　検索

補強設計への助成

主な要件　建築士等が行うもので、かつ、区が定める指定機関の評定を受けるものであること（評定に要する費用も助成金の対象）

助成金の額　（1,000円未満切捨て）　　円　＝　計算式１　　円　＋　計算式２　　円

計算式１　助成対象事業費×助成率

助成対象事業費
以下の①と②の**低い方**　　円
①実際に要する費用（税抜）　　円
②１㎡あたりの単価で算出した額
○延べ面積1,000㎡以内の部分
5,000円×　　㎡　＝　　円
○延べ面積1,000㎡を超え2000㎡以内の部分
3,500円×　　㎡　＝　　円
○延べ面積2,000㎡を超える部分
2,000円×　　㎡　＝　　円
計　　円

×

助成率
以下のいずれか　　
助成対象事業費が
○300万円以下　　**５／６**
○300万円を超え600万円以下　　**１／２＋１００万円**
○600万円超え　　**１／３＋２００万円**

＝　　円

計算式２

実際に要する費用（税抜）　　円

×

以下の①と②の**低い方**　　
①　計算式１の額　　
実際に要する費用（税抜）　　×　**１／４**
②　**１／６**

＝　　円

建替え・除却への助成

主な要件　東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱第３条の規定に基づき、耐震化工事中掲示物を工事中の現場に掲示すること

助成金の額　（1,000円未満切捨て）　　円　＝　計算式３　　円　＋　計算式４　　円

計算式３　助成対象事業費×助成率

助成対象事業費
以下の①と②の**低い方**　　円
①実際に要する費用（税抜）　　円
②以下の区分毎の単価×延べ面積
○建築物
57,000円×　　㎡　＝　　円
○マンション　（上限5億7,000万円）
51,700円×　　㎡　＝　　円
○住宅（マンションを除く）　（上限5億1,700万円）
39,900円×　　㎡　＝　　円
（上限3億9,900万円）

×

助成率　　
延べ面積が5,000㎡以下の場合：１／２
延べ面積が5000㎡を超える場合
①と②の合計
①5,000㎡以下の部分　5,000㎡／延べ面積　　×１／２＝　　
②5,000㎡を超える部分　延べ面積　　−5,000㎡／延べ面積　　×１／６＝　　

＝　　円

計算式４

助成対象事業費　　円　×

以下の①と②の**低い方**　　
①計算式３の額　　／**助成対象事業費**　　×　**１／１０**
②　**１／１５**

＝　　円

耐震改修工事費への助成

主な要件
[1]区が定める指定機関の評定を受けた補強設計に従い、Is値の値を0.6相当以上に向上させるもの
[2]建築物が道路に突出していないこと、および無接道でないこと
[3]過去又は現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと
（是正指導等を受けている場合は、すでに是正していること又は完了実績報告までに是正すること）
[4]東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱第３条の規定に基づき、耐震化工事中掲示物を工事中の現場に掲示すること

助成金の額　（1,000円未満切捨て）　　円　＝　計算式５　　円　＋　計算式６　　円

計算式５　助成対象事業費×助成率

助成対象事業費
以下の①と②の**低い方**　　円
①実際に要する費用（税抜）　　円
②以下の区分毎の単価×延べ面積
○建築物
Is値0.3未満相当の場合
62,700円×　　㎡　＝　　円（上限6億2,700万円）
Is値0.3以上相当の場合
57,000円×　　㎡　＝　　円（上限5億7,000万円）
○マンション
Is値0.3未満相当の場合
56,900円×　　㎡　＝　　円（上限5億6,900万円）
Is値0.3以上相当の場合
51,700円×　　㎡　＝　　円（上限5億1,700万円）
○住宅（マンションを除く）
Is値0.3未満相当の場合
39,900円×　　㎡　＝　　円（上限3億9,900万円）
Is値0.3以上相当の場合
39,900円×　　㎡　＝　　円（上限3億9,900万円）

×

助成率　　
○延べ面積が5,000㎡以下の場合：**５／６**
○延べ面積が5000㎡を超える場合
①と②の合計
①5,000㎡以下の部分　5,000㎡／延べ面積　　×５／６＝　　
②5,000㎡を超える部分　延べ面積　　−5,000㎡／延べ面積　　×１／６＝　　

＝　　円

※特殊工法の場合は、㎡単価や上限額などが異なります。
※複数回に分けて耐震化を進める「段階的改修工事」も助成対象です。
詳しくはお問い合わせください。

用途の定義は以下のとおりです
(1)　**住宅**
戸建、長屋及び共同住宅（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものも含む）
(2)　**マンション**
共同住宅のうち、耐火又は準耐火建築物であり、延べ面積が1,000㎡以上、かつ、地階を除く階数が３以上のもの
(3)　**建築物**
（1）に掲げる住宅以外の建築物

計算式６

助成対象事業費　　円　×

以下の①と②の**低い方**　　
①　**計算式５の額**　　／**助成対象事業費**　　×　**１／１０**
②　**１／１５**

＝　　円

・その他の加算については裏面をご確認ください。

委任払い制度のご案内

この制度は、申請者から委任を受けた業者（建築士や工事会社）に対して、区から直接助成金を支払う制度です。
この制度により、申請者は自己負担のみで補強設計や耐震改修工事等を行うことができます。
・委任払いを利用する場合には、契約前に業者と相談してください。
・委任払いを利用しない場合は、申請者が業者へ全額支払った後、区から申請者へ助成金を支払うこととなります。